

○内閣府令第号  
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十四条第二項及び第六十条の十第一項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 萩生田光一

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

	改 正 後	改 正 前
<b>第二十条の二</b>	<p style="text-align: center;">（個人顧客情報の漏えい等の報告）</p> <p>商工組合中央金庫は、その取り扱う個人である顧客に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十 七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を主務大臣等に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならぬ。</p>	<p style="text-align: center;">〔条を加える。〕</p>
<b>第八十九条の十六の二</b>	<p style="text-align: center;">（個人利用者情報の漏えい等の報告）</p> <p>商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、その取り扱う個人である商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官又は財務局長若しくは福岡財務支局長に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。</p>	

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。